令和８年（フ）第１９号
栃木県真岡市西郷2585番地396
債務者　関根　　章
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
　　宇都宮地方裁判所真岡支部

令和８年（フ）第９６５号
東京都町田市本町田2577番地公社住宅ホ18―201
債務者　北久保敬子
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
　　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１０６９号
東京都青梅市今井５丁目2440番地の141特別養護老人ホーム大洋園
債務者　松﨑　義子
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
　　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１０７３号
東京都町田市中町２丁目８番４号ジラソーレⅡＢ
債務者　山森小百合
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
　　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１１１７号
東京都多摩市諏訪１丁目53番地の１ニューパレス301
債務者　橋上　貴樹
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
　　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１１４０号
東京都八王子市元本郷町１丁目15番19号クリオ西八王子壱番館404号
債務者　宮内　星悟
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
　　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第３９号
静岡県菊川市本所1723番地の１
債務者　古川　己和
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
　　静岡地方裁判所掛川支部破産係

令和８年（フ）第３７２号
愛知県豊田市上野町４丁目３番地８　レガーシア203号
債務者　勝山美由紀こと　ＫＡＴＳＵＹＡＭＡ　ＹＧＡＲＩ　ＣＩＮＤＹ　ＭＩＹＵＫＩ
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
　　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第３７７号
愛知県豊田市神明町２丁目52番地　プリンセス豊田603号、前住所愛知県豊田市和会町東郷24番地
債務者　倉橋　照義
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
　　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第１６１号
兵庫県宝塚市安倉北２丁目12番11―303号
債務者　中園　紗希
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
　　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第２６７号
和歌山市中之島2216番地　アリストタワー和歌山シティ805
債務者　福島　佐織
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
　　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第２９７号
和歌山市梶取67番地９
債務者　野谷　千絵
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
　　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第３９９号
熊本県菊池市泗水町吉富17番地１、前住所熊本市西区池田２丁目25番45号　グループホーム衆星　213号
債務者　古閑　幸雄
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
　　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２３３号
沖縄県中頭郡西原町字嘉手苅110番地　（やまき産業ビル507号）
債務者　佐嘉伊哲実
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
　　那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第２５９号
沖縄県浦添市仲西１丁目14番７号　トーマス仲西２　203
債務者　與那城綾香（旧姓與座）
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
　　那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第２３号
沖縄県宮古島市平良字狩俣4108番地
債務者　中出　公一郎
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
　　那覇地方裁判所平良支部